

支援金詳細

令和6年度電気自動車導入補助制度

「エネルギーの持続」を推進するため、エネルギー効率が良く、CO2削減効果の高い電気自動車の普及促進に向けて、電気自動車を購入又はリースによって導入する事業者に対して導入費用の一部補助を行います。

地域	兵庫県
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	設備投資
対象	次の(1)又は(2)のいずれかの要件に適合する者であること。 (1)淡路島内に事務所もしくは事業所を有する事業者（法人又は個人事業者） (2)淡路島内に事務所もしくは事業所を有する事業者（法人又は個人事業者）に対して、電気自動車をリースにより貸出しするリース事業者
公募期間	2024年4月1日～2025年2月28日
上限金額・助成金	1台当たり10万円
給付要件	補助対象自動車：次の全ての要件に適合している電気自動車 (1)クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金業務実施細則銘柄ごとの補助金交付額【電気自動車】に掲げる「普通自動車」「小型・軽自動車」「普通貨物・小型貨物・軽貨物」であること。 (2)新車であること。 (3)淡路島内に使用の本拠の位置を置くこと。
その他	受付期間中でも予算の上限に達し次第、受付を終了します。
問合せ先	淡路県民局 県民躍動室 交流渦潮課 電話：0799-26-3480
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/awk12/miraizima/ev/r6evhojo.html